

令和元年 8 月

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重県所在の
大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校 御中

名古屋出入国在留管理局
就労審査第一部門・就労審査第二部門

留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口の開設について（お知らせ）
平素より出入国在留管理行政に関しまして格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、外国人留学生の国内での就職を支援するため、地方出入国在留管理局に留学生の就職支援に係る専用の窓口を設け、在留資格変更許可申請に係る様々な事前相談に対応することとされました。

つきましては、同窓口設置について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 実施開始日
本年 10 月 7 日（月）
- 2 設置場所
名古屋市港区正保町 5-18 名古屋出入国在留管理局 2 階申請窓口内
（注）事前予約日時に来局し、身分証明書（留学生は在留カード、機関職員は職員証）及び予約受付票を持参し、1 番窓口で提示願います。
- 3 相談対象者
原則、以下の者とし、同席者は 3 名までとします。
○「留学」資格者
○「特定活動（継続就職活動）」資格者
○留学受入機関・雇用予定機関職員
- 4 相談日時
開庁日の 9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）
（注）相談は、
○1 相談者につき 1 日当たり 1 回まで
○1 回当たり 最長 30 分まで
○1 日当たり「特定技能」以外及び「特定技能」に関する就職相談を合わせて 12 組まで
とさせていただきます。
- 5 実施方法
（1）「留学生の就職相談予約申出書」を記載し、相談希望日の前週同一曜日 17 時までに
○「特定技能」以外に関する就職相談は
就労審査第一部門 F A X（052-659-0515）
○「特定技能」に関する就職相談は
就労審査第二部門 F A X（052-559-4377）
へ送信願います。
（2）相談希望日の 2 日前 17 時までに、「予約受付票」を「連絡先 F A X 番号」に送信します。
（3）予約件数が多く対応困難である場合、「連絡先電話番号」にその旨連絡します。
- 6 予約日時に来局できない場合
早めに電話（「特定技能」以外に関する就職相談は就労審査第一部門 052-559-2114、「特定技能」に関する就職相談は就労審査第二部門 052-559-2110、両部門電話混雑により繋がらない場合は総務課 052-559-2150）により連絡願います。